

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）

平成25年4月	8日	25環機第208号	制	定
平成26年3月	31日	26環機第177号	一部	改正
平成27年4年	1日	27環機第348号	一部	改正
平成28年4年	1日	28環機第011号	一部	改正
平成29年4年	27日	29環機第088号	一部	改正
平成30年4月	4日	30環機第014号	一部	改正
令和元年	8月1日	元環機第356号	一部	改正
令和2年	4月1日	2環機第4号	一部	改正

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。）に定める環境リース、経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。

なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。

1 共通事項

(1) 貸付施設等の範囲は、実施要領及び「中古機械・装置の貸付けに関する基準」（平成27年4月3日27環機第354号制定）に基づく施設・機械・装置等（中古機械等を含む。）になります。実施要領の別表1から4の項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者に問い合せて下さい。

ただし、環境リースの対象となる貸付施設等は、新品のみを対象とし、中古機械等は除きます。

(2) 貸付対象施設等における施設・機械・装置等は、現に一般に販売等されているもので、実証展示的なもの（原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通して正常に稼働すると判断できないものをいう。）は、貸付けの対象にはなりません。

2 貸付対象施設等の範囲について

(1) 環境リース

ア. 家畜ふん尿処理施設等

(ア) 家畜ふん尿処理施設とは、家畜ふんや浄化槽等から発生する汚泥を堆肥処理するために必要となる処理施設（堆肥舎、乾燥舎及び発酵舎）、

家畜尿や畜舎汚水を処理するために必要な処理施設（貯留槽及び浄化槽）とします。堆肥（液肥を含む）置き場（保管庫）、副資材置き場等家畜ふん尿処理に直接関わらない施設はリースの対象外とします。

（イ）堆肥舎の屋根掛けには、屋根・柱の設置のほか、堆肥舎の壁の設置も含むものとします。この場合、壁のみの設置はリースの対象外とします。

（ウ）ふん尿処理機械・装置は、ふん尿処理施設に設置する家畜ふん尿処理に直接必要となる機械・装置が対象となります。家畜ふん尿処理に直接関わらないバークリーナー、堆肥（液肥を含む）の運搬用機具や散布機、成型圧縮機及び袋詰装置等は対象外とします。

（エ）密閉発酵装置、いわゆる縦型コンポストや横型コンポストは、家畜ふん尿処理機械・装置の中の発酵装置が該当します。

（オ）切り返し作業機とは、家畜ふん尿の切り返し作業を行うことを目的に、家畜ふん尿処理施設と一体的に整備（処理施設と同時に申請する場合のみ「一体的に整備」と見なします。）する場合のみリースの対象とします。このため、家畜ふん尿の切り返しに係る作業（畜舎から堆肥舎へのふん尿の運搬、堆肥舎内での切り返し、処理後のたい肥の積み込み）以外での利用を行う場合は、リースの対象外となります。

なお、切り返し目的であっても、汎用性の高いトラクターはリースの対象とはなりません。

（カ）家畜ふん尿処理施設及び家畜ふん尿処理機械・装置に係る電気設備等の附帯施設については、家畜ふん尿処理施設及び家畜ふん尿処理機械・装置と一体的に整備する場合はリースの対象としますが、電気設備等の附帯施設のみの整備はリースの対象外とします。

（キ）送風機・装置（ブロー）の設置については、家畜ふん尿処理施設又は攪拌機（装置）と一体的に設置する場合はリースの対象としますが、ブローのみの設置はリースの対象外とします。

（ク）畜産排水の浄化・液肥化処理施設等とは、尿排水、畜舎洗浄による排水及びパーラー排水の処理施設等を指し、実施要領別表1のふん尿処理機械・装置の浄化装置に含むものとします。

イ. 衛生関連施設等

（ア）死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等とは、死亡家畜を適切に外部と隔離できる構造であれば、冷凍・冷蔵設備の有無は問いません。

適切に外部と隔離できる構造とは、扉又は蓋等により外部と内部を遮断できる構造とします。

（イ）防鳥ネットは、網目の幅が2cm以下のもの又はそれと同等の効果を有するものと認められるものをリースの対象とします。

(2) 経営リース

ア. ダンプカー、トラック又は軽自動車のあおりを嵩上げ必要な場合、その設置経費も本事業のリース対象になります。

なお、嵩上げをするにあたっては、当該運搬車に記載されている積載荷重を厳守願います。

イ. トラクター等汎用性の高い貸付施設等を希望する場合、実施要領の別表2の項目に即した利用を満たす必要があります。

ウ. 本事業における太陽光発電システム関連機器とは、太陽電池、接続箱、パワーコンディショナー、分電盤等太陽光発電を行うのに必要となる設備を指し、これらの設備及びその設置経費がリース対象となります。これにより、発電した電気の全ては、経営リースの趣旨に即し、家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等のために、自家利用しなければなりません。

発電した電気の全部又は一部（余剰電力を含む。）を売電する場合は、貸付の対象とはなりません。また、貸付後に売電していることが発覚した場合には、リース契約を解除します。

なお、売電をしないことを担保する措置として、発電した電気の利用先が家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等経営リースの趣旨に即した利用のみであることが、分電盤等により判別でき、かつ、保護継電器を設置する等電力の逆潮流を防止する仕組み（独立型太陽光発電を含みます。）が備え付けられていることが図面等で確認できるものに限りリースを行います。

また、太陽光発電システム関連機器を設置できる場所は、畜舎、家畜排せつ物処理施設及び飼料貯蔵施設の屋上等や借受者の敷地（借受者が所有権又は賃借権を有する敷地をいう。以下同じ。）内とし、借受者が居住する住居（団体や法人の事務所等養畜に直接関係のない施設を含む。）や借受者の敷地外への設置は貸付の対象とはなりません。

畜舎等既存の施設の屋上へ設置するにあたっては、設置しようとする施設に構造上の問題がないことを、あらかじめ確認してください。強度不足等により設置しようとする施設を補強する必要がある場合、補強に要する経費は貸付の対象とはなりません。

補助事業で整備した施設に太陽光発電システム関連機器を設置する場合は、補助事業に基づく手続きを当リース事業の貸付契約前に確実に行ってください。手続きについては、補助事業元にお問い合わせください。

エ. 簡易畜舎については、家畜の飼養環境の改善や衛生環境の改善を図り、畜産経営の健全な発展に資するため、より多くの意欲ある畜産農家が施設導入費等を削減し、経営合理化を推進できるよう活用いただくものです。

当機構の経営リースで利用できる簡易畜舎は、肉用繁殖牛、肉用育成牛、乳用乾乳牛若しくは乳用育成牛のための畜舎、地鶏等の小規模な畜舎又は養豚農家における隔離舎等として利用するものとします。

また、経費については、原則として次に掲げる基準事業費を上限とします。ただし、地域の実状等やむを得ない事由であることを一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に認めた場合には、特認事業費を上限とすることができるものとします。なお、特認事業費の適用を受けるに当たっては、施設整備に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、施設整備費が適切かつ最小限となるよう留意ください。

簡易畜舎の種類	基準事業費(税抜き)	特認事業費(税抜き)
肉用牛舎	25千円/m ²	28千円/m ²
乳用牛舎	25千円/m ²	28千円/m ²
一般豚舎	25千円/m ²	28千円/m ²
分娩豚舎	25千円/m ²	28千円/m ²
鶏舎	25千円/m ²	28千円/m ²

※上記事業費には、ストール等附帯設備は含みません。

貸付けを希望される畜舎が、貸付施設等の簡易畜舎に該当するかどうかは、あらかじめ、当機構の担当者に問い合わせください。

オ. 6次産業化に関する施設等については、経営リースの借受者が、自ら生産した畜産物を活用し、食肉加工品、乳製品、鶏卵加工品、菓子等を製造・販売を行うために必要となる設備、機械等を対象とし、加工・販売をするために必要な施設は貸付の対象にはなりません。

カ. 特認施設等は、実施要領の別表2の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等であって、実施要領の第1の2の(2)のアの(オ)に定める要件に該当するものになりますが、希望する施設等が特認施設等に該当するかどうかは、あらかじめ当機構の担当者に問合せください。なお、特認施設等の貸付申請に際しては、その効果及び必要性を記載した書面及び都道府県畜産主務課長の意見書の提出が必要となります。

(3) 食肉リース

ア. BSEその他の疾病対策等衛生基準の高度化等のために必要な機械・施設等は、冷蔵・冷凍車（軽車両を含む。）、冷蔵・冷凍車（車台、軽車両を含む。）、冷蔵・冷凍車（コンテナ、軽車両を含む。）、洗浄機、室内衛生管理機器、内臓処理機、残毛処理機に限定されます。なお、室内に設置する殺菌装置は、室内衛生管理機器、牛枝肉懸垂車は冷蔵冷凍車として、衛生

管理機械に含めることができます。

- イ. 食肉販売店に貸付けできる貸付施設等は、別表3の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。
- ウ. 食肉センター等に貸付けできる貸付施設等は、別表3の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。
- エ. 飲食店用機械については、借受者が自ら経営する飲食店に設置することができます。対象となる施設等は、食肉、食肉加工品等を加工、調理、販売、貯蔵等するものに限ります。建築物、構築物は対象となりません。

(4) 生乳リース

- ア. 貸付施設等は、集送乳の合理化、乳製品製造等のために必要な施設等に限定されます。
- イ. 集送乳の合理化を目指す貸付けの対象の施設等は、指定生乳生産者団体等が生乳を集送乳するのに必要とするもの又は指定生乳生産者団体等から配乳を受けた乳業メーカー等が、当該生乳を冷却又は滅菌するための貯乳施設、乳成分等分析検査機器等に限定されます。なお、乳業メーカー等が当該生乳以外の生乳について集送乳等の合理化等を図るために必要な施設等は、貸付けの対象にはなりません。
- ウ. 飲食店用機械については、借受者が自ら経営する飲食店に設置することができます。対象となる施設等は、牛乳、乳製品等を加工、調理、販売、貯蔵等するものに限ります。建築物、構築物は対象となりません。

3 借受者の範囲等について

(1) 環境リース

- ア. 直接リース方式で貸付けができる者は、①畜産経営を営む農業者、②畜産経営を営む法人経営(中小法人)、③農業の振興を目的とする団体(実施要領第1の2の(1)のイの(ア) b、c又はiに該当する者をいう。以下「団体等」という。)、④堆肥センター(実施要領第1の2の(1)のイの(イ)のaの(c)に該当する者をいう。)、⑤と畜場(実施要領第1の2の(1)のイの(イ)のaの(d)に該当する者をいう。なお、株式会社の場合は農協、農協連、都道府県又は農畜産業振興機構が発行済み株式のうち議決権の過半数を所有しているものとする。)及び⑥集団(①、②を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。)とします。
- イ. 間接リース方式で貸付けができる者(借受団体)は、ア.の③の団体等とし、その構成員等(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに

一般財団法人の構成員は除く。)又はア.の者に対し、直接又は転貸貸付団体を介して再貸付けできます。

ウ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年度、役員会、総会等が定期的開催されており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、貸付施設等の利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

エ. 借受者は、環境と調和のとれた農業生産活動を実践する必要があります。実践していることを確認するため、貸付申請時に点検シートを提出してください。

なお、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践している者は、点検シートを提出する必要はありません。

GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準とは、JGAP(畜産・畜産物)又はグローバルGAPの認証を受けている者とし、その場合は認証書の写しを提出してください。

(2) 経営リース

ア. 直接リース方式で貸付けができる者は、①畜産経営を営む農業者(要領第1の2の(2)のイの(イ)のe及びfの要件を満たす必要があります。)、②畜産経営を営む法人経営(中小法人)、③農業の振興を目的とする団体(実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のb、c、h又はiに該当する者をいう。以下「団体等」という。)、④コントラクター等(実施要領第1の2の(2)のイの(イ)のaの(d)については、要件に適合することが確認できる書面を添付してください。)、⑤堆肥センター(実施要領第1の2の(2)のイの(イ)のaの(c)に該当する者をいう。団体を構成する養畜を行う者について、その畜種別の明細を添付してください。)、⑥農協等が議決権の過半数を持つ株式会社(農協、農協連、都道府県又は農畜産業振興機構が発行済み株式のうち議決権の過半数を所有しているものとする。)及び⑦集団(①、②又は③を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。)とします。

イ. 間接リース方式で貸付けができる者(借受団体)は、ア.の③の団体等とし、その構成員等(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人の構成員等は除く。)又はア.の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。ただし、団体等のうち、実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のhについては、肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業により、リース料の軽減に要する経費の補助を受ける簡易牛舎等を再貸付する場合のみとしま

す。

ウ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年度、役員会、総会等が定期的に行われており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、貸付施設等の利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

(3) 食肉リース

ア. 別表3の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④一般社団法人日本畜産副産物協会、⑤公益社団法人日本食肉市場卸売協会、⑥公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は⑦①、②、④若しくは⑤の法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者(借受団体)は、上記のうち①、②、④又は⑤とし、その直接又は間接の組合員又は会員が同施設等を自ら使用する場合には、当該組合員又は会員に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。

イ. 別表3の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①都道府県の全部又は一部の区域を地区とする農協連、②国又は振興機構の補助事業により整備された施設を有する法人(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)、③②を除く中小法人又は④公益財団法人日本食肉生産技術開発センターであって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者(借受団体)は、①及び④とし、その直接又は間接の組合員等が同施設等を自ら使用する場合には、当該組合員等に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。

(4) 生乳リース

ア. 集送乳に係る貸付施設等の中小法人への貸付けは、広域指定生乳生産者団体等又は農業協同組合等から生乳の集送乳等業務を受託して当該業務の委託契約を締結し、理事長が認めた場合に限ります。

イ. 牛乳販売店が構成員となっている商工組合、牛乳の流通に関する団体又はその構成員に貸付けできる貸付施設等は、宅配専用車、自動販売機等販売機器、経営管理機器になります。

ウ. 農協等が議決権の過半数を持つ株式会社は、借受団体となれませんので、

貸付施設等の再貸付はできません。

エ. 乳製品の製造を行っている個人事業主又は中小法人に、乳製品製造機器を貸付ける場合、その原料となる生乳等は主として国産品である場合に限ります。

4 リース契約等の方式について

(1) 直接リース方式の貸付契約は、機構と借受者との間で貸付契約を締結しません。

この方式においては、借受者の直接又は間接に所属する団体が受託団体として、機構の業務を受託することになります。

(2) 間接リース方式は、機構と借受団体とで貸付契約を締結しますが、ほぼ、同じ内容で最終リース団体と借受者においても再貸付契約を締結することになります。

この方式は、機構が借受団体に委託した業務を、借受団体から借受者の直接又は間接の所属団体である最終リース団体に再委託することになります。

5 貸付期間について

(1) 貸付施設等の貸付期間は、別表1から4の「貸付施設等及びその貸付期間」の貸付期間欄の年数になります。

(2) 貸付期間（法定耐用年数）の短縮又は延長を希望する場合、実施要領別紙様式の様式1号から4号の「貸付期間の短縮又は延長」及び「貸付期間の短縮又は延長の理由」の欄に記載することにより、短縮又は延長ができます。

(3) 貸付期間の短縮については、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の70/100（端数切捨て）、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の60/100（端数切捨て）の期間までとします。ただし、中古の機械・装置については、貸付期間を短縮することはできません。

(4) 貸付期間の延長については、法定耐用年数の120/100（端数切上げ）の期間までとします。なお、理事長が特に必要と認める場合は、20年を限度として、当該必要とする年数まで認められます。

(5) 法定耐用年数の異なる複数種類の貸付施設等（動産総合保険対象施設等に限る。）を借り受けるときは、借受者が申請手続きをすることにより、それぞれの貸付施設等の法定耐用年数を加重平均すること等により、統一した貸付期間とすることができます。

6 貸付料について

(1) 貸付料

ア. 貸付料の支払いについては、年1回又は年4回(3ヵ月毎)支払いの二方法があります。

イ. 貸付料の算定方法

貸付料の年額＝基本貸付料の年額＋附加貸付料の年額＋消費税額及び地方消費税額(以下「消費税」という。)相当額とし、それぞれの年額は以下のとおりとします。

(ア) 基本貸付料の年額

- ・ 基本貸付料の年額＝(貸付施設等の取得価額－譲渡価額)÷貸付期間
- ・ 取得価額＝購入価額(消費税抜き価額。千円単位とする。)
- ・ 購入価額＝支払対価の額－消費税
- ・ 譲渡価額＝取得価額×10%

(イ) 附加貸付料の年額

附加貸付料の年額＝[貸付施設等の取得価額－(譲渡価額＋前年度までに納入した基本貸付料の額)]×理事長が定めた料率(基準料率)

(ウ) 消費税額

消費税＝基本貸付料の年額×10%(ただし、令和元年10月1日以降の検収に係る貸付施設等の場合)

なお、譲渡価額にも10%(ただし、令和元年10月1日以降の検収に係る貸付施設等の場合)の消費税が課せられます。

ウ. 初回の貸付料について

年1回払いにおける初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため、年間リース金額の1/3(4ヶ月分)になっております。残りの2/3(8ヶ月分)については、最終回の貸付料になります。

エ. 貸付料の年4回払いを希望する場合

年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書(実施要領別紙様式1号、2号、3号又は4号)の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入してください。

この場合、貸付申請者及び借受団体又は受託団体(以下借受団体等)という。)は、4回払いすることについて、事前に調整してください。

(2) 基準料率より低い料率とすることができる者について

ア. 実施要領第3の4の(2)のアの(イ)及び(ウ)並びにイの(イ)及び(ウ)については、法人経営は代表者、個人経営においては農業経営主を指します。

イ. 実施要領第3の4の(2)のアの(エ)及びイの(エ)の家畜・畜産物に係るGAPとは、JGAP(家畜・畜産物)及びグローバルGAPを指しま

す。JGAP 取得チャレンジシステム、都道府県 GAP、その他民間団体が
行っている独自 GAP は対象としません。

また、認証取得に必要な施設を借り受ける者とは、JGAP 取得チャレン
ジシステム参加者（（公社）中央畜産会の確認を受けている者）、JGAP（家
畜・畜産物）又はグローバル GAP の認証を受けることを決定している者
とし、決定している者の確認については、法人経営においては総会議事録
の確認、個人経営においては誓約書の提出を行っていただきます。

ウ.実施要領第3の4の（2）のウの（エ）及びエの HACCP 等の認証とは、
総合衛生管理製造過程承認制度、ISO22000、FSSC22000、SQF2000、
GRMS (Global Red Meat Standard)、IFS Food Standard、BRC GLOBAL
STANDARD とします。都道府県が独自に認証している HACCP や事業
者が独自に認証している HACCP は対象としません。

また認証取得に必要な施設を借り受ける者の確認については、法人経営
において総会議事録の確認、個人経営においては誓約書の提出を行って
いただきます。

7 貸付施設等の譲渡について

- (1) 貸付期間を満了したときは、譲渡代金（消費税額を含む。）の納入をもっ
て借受者等に貸付施設等が譲渡され、所有権が移転します。
- (2) 車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、機構から借受者等への
所有権移転手続きが必要となる委任状、理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借
受団体等あて送付しますので、速やかに手続きを執って下さい。

8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

- (1) トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等にあ
っては、必ず、車両登録をして下さい。
- (2) 車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、理事長の印鑑証明等書類は、
適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は機構、使用者は借受者として登録し
て下さい。
- (3) 自動車税については、借受者が納入することになっていますので、可能な
限り所管する自動車税事務所から所定の納税管理人を指定する申告書を入
手し、当該申告書に借受者が記名、押印した上で機構に提出し、納税者が借
受者になるよう手続きをお願いします。

9 保険の加入について

- (1) 経営リース、食肉リース及び生乳リース

ア. 動産総合保険以外の保険の加入

- (ア) 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、借受者が保険に加入します。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、継続となる契約になります。
- (イ) 借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の写を機構に提出して下さい。
- (ウ) 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等の借受者は、必ず損害保険等に参加しなくてはならず、借受団体等は、損害保険等に参加しない借受者に対し、損害保険等に参加するよう求めるものとします。その求めに応じず、借受者が損害保険に参加しない場合は、契約解除を求めることとなります。

イ. 動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保険に加入します。

(2) 環境リース

- ア. 構築物に係る損害保険、車両保険及び動産総合保険については、機構が借受者の委任を受けて当該保険に加入します。
- イ. この場合、実施要領第6の1に基づき、貸付施設等の耐用年数又は貸付期間のいずれか短い年数に亘る損害保険料を、原則、機構が独立行政法人農畜産業振興機構の補助金交付を受けて借受者に代わり負担します。

10 貸付施設等の維持管理等

(1) 維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとします。また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じて下さい。

- (2) 借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「機構の許可が必要な改造の考え方について」(平成23年5月17日制定)に基づき行って下さい。

11 事故の発生の場合の措置について

- (1) 貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障

状況報告書（速報）」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告して下さい。

- (2) 動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、「畜産環境整備機構損害保険要領（平成20年9月29日20環機第838号）第3の2の規定に基づく「貸付施設等事故・故障報告書」を提出して下さい。また、機構は、借受者からの同要領第3の3の「貸付施設等事故・故障復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払います。
- (3) 動産総合保険に係る事故以外の事故については、(2)の「貸付施設等事故・故障報告書」に準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出して下さい。

1 2 災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について

(1) 貸付料の免除

- ア. 借受者は、災害、事故、故障、行政機関の命令、自己の都合その他いかなる理由で貸付施設等を使用せず、又は使用することができなかった場合でも、貸付料の支払いの責任を免れることができません。
- イ. しかしながら、阪神大震災、東日本大震災のような著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認められる場合には、特例の措置として被災時点以降の貸付料を免除することがあります。

(2) 貸付料の徴収の繰延、猶予

貸付料の徴収の繰延又は猶予については、「家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領」、「東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について」、「東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領」に基づき手続等を行います。

1 3 貸付けの申請について

(1) 貸付施設等の選定

- ア. 経営リース、食肉リース及び生乳リースにおいて、貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて検討し、見積合わせ等を行い、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。

なお、販売業者等が作成する見積書については、「販売業者等との売買

事務手続き等について（詳細版）」を参考にしてください。

イ. 環境リースにおいて、貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、原則として、三者以上の業者から見積もりを提出させる等価格競争性を持った選定を行い、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。

なお、販売業者等が作成する見積書については、「販売業者等との売買事務手続き等について（詳細版）」を参考にしてください。

ウ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行ってください。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

エ. 貸付対象施設等が中古機械等である場合、販売業者は、古物営業法の許可証（写）及び「中古機械等の貸付基準」の別紙「中古機械等の評価書」を見積書に添付して提出してください。

（2）貸付申請書の経由等

貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあつては所属する団体（受託団体）に、間接リースにあつては所属する団体（借受団体又は転貸借受団体）を経由して機構に提出します。なお、受託団体は、様式例2の「畜産高度化支援リース事業貸付申請の提出について（進達）」に基づき機構に進達します（都道府県主務課の経由は必要がありません）。

ただし、特認施設等及び家畜伝染病又は自然災害等の適用を申請しようとする場合は、都道府県主務課長の意見を付して当機構へ提出してください。

（3）借受団体等の審査

借受団体等は、貸付申請書に記載された貸付対象施設等及び貸付申請者の要件を審査してください。貸付申請者が「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」（平成23年3月31日付け23環機第219号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。）記の1の（1）から（6）に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

（4）貸付申請書の添付書類

ア. 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期を提出。）

個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）又は白色申告書（収支内訳書）及び確定申告Bの第一表

法人の場合：前期の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管

理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳)

イ. 前期の納税証明書

ウ. 附加貸付料の低減料率が適用される認定農業者である場合は、農業経営改善計画認定書の写し。新規認定就農者は、青年等就農計画認定書の写し。

エ. 貸付希望施設等の見積書（機構あて）

オ. 貸付希望施設等のカタログ等（図面等の場合は、原本証明が必要）

カ. 別紙の「一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報取扱について」

キ. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付けに関する基準」に基づき、必要となる書面

ク. 共同利用の施設等については、共同利用契約書（組織規程・会計規程等）

ケ. 貸付申請額が1千万円以上の場合

実施要領様式1号から様式4号「貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等」の「1. 経営・財務の内容について」の「返済計画」を作成し、提出

コ. 貸付希望施設が建物・構築物である場合

当該貸付施設等を設置するための必要な法的手続き等に関する調書（様式例2の「貸付施設等を設置するために必要な法的手続き等に関する調書」）

サ. 環境リースにあつては、上記に加え、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートを提出

シ. その他の提出書類等

申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類

1.4 貸付けの決定と貸付契約の締結等について

(1) 借受者との貸付契約及び販売業者等との貸付施設等の売買契約の締結日は、同一日とします。

貸付契約書に使用する印鑑は、借受者が法人の場合は、法人登記に係る登記簿謄本及び印鑑登録証明書（いずれも発行後3か月以内のもの）を添付の上、代表者印（印鑑登録）を使用してください。また、借受者が個人の場合は、印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付の上、印鑑登録印を使用してください。

(2) 機構は、貸付決定後速やかに、契約内容を記載した貸付契約書を借受者等に、貸付施設等の売買契約書を販売業者等にそれぞれ送付します。

(3) 貸付施設等が請負工事を伴う物件である場合、販売業者等は、機構から送

付する売買契約書に、印紙税法に基づく額の収入印紙を貼付し、機構に提出します。

- (4) 貸付施設等の所有権が機構に移転するまでの間における販売業者等の倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険については、関係する直接の当事者である借受者又は借受団体等及び販売業者等との間において解決することになります。

1.5 貸付施設等の納入及び検収について

(1) 貸付施設等の検収の実施

ア. 貸付施設等の引渡検査は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」（平成20年9月29日20環機第837号）及び販売業者等に通知した「販売業者等の売買事務手続き等について」に基づき実施します。

また、貸付施設等が中古機械等の場合は、見積書に添付された当該機械等の評価について確認し、検収調書に所見を記載してください。

イ. 借受団体等の検収実施者は、機構が販売業者等に発注した貸付施設等が、仕様書等どおりに設置等されていることを検査します。

ウ. 機構は、貸付施設等の検収に当たって、借受団体等に検収の実施を委託しますので、借受団体等は、借受者及び販売業者等の立会の下、設置場所で検収を行います。

エ. 同一の貸付契約における複数の貸付施設等の検収は、原則として同日で行って下さい。

オ. 貸付施設等のうち、ダンプカー、ミルクタンクローリー、冷蔵・冷凍車など車両の検収日については、車両登録日になります。この場合の検収は、なるべく車両登録後、速やかに実施して下さい。

カ. 経営リース、食肉リース及び生乳リースにおける車両については、検収時に自動車保険への加入を「損害保険加入確認書」（「畜産環境整備機構損害保険要領」別紙様式第4号）により確認して下さい。

キ. 直接リースにおいて、受託団体を經由せず、直接機構に申請がなされた契約に係る貸付施設等の引渡の立会は、機構が直接、又は借受者に委託して行います。

(2) 貸付施設等検収報告等

ア. 借受団体等は、検収において、貸付施設等が仕様書等に合致し適切である場合は、検収を終了します。

イ. 借受者は、借受団体等の検収が終了したときに、貸付施設等の引渡を受けるものとし、貸付施設等設置確認書を販売業者等に交付します。

ウ. 販売業者等は、イにおいて貸付施設等の引渡が完了したときは、貸付施設等設置確認書と貸付施設等の代金請求書を添付し、機構に提出します。

エ. 借受団体等は、検収についての調書を記載した「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」に基づく貸付施設等検収報告書を機構に提出します。

16 貸付契約の変更等について

(1) 貸付契約の変更

ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに、機構が別に定める様式に従い、変更承認依頼文書等を作成し機構に提出して下さい。

イ. 貸付契約は、原則として貸付期間中の解約はできません。ただし、借受者から申し出のあった解約理由を考慮し、機構が解約理由をやむを得ないと認めたときは、機構の条件（精算額、精算額納入期限等）を了承の上、解約することができます。やむを得ない理由とは、原則として、借受者の廃業とします。

(2) 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継（借受者の変更）を申請する場合、変更後の借受者（「引受者」という。）が実施要領上に定められた資格要件を満たすとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の（1）から（6）に該当しないことを確認して下さい。

(3) 上記の申請は、直接、機構に提出してください。

17 実施要領において定められている様式以外の様式例について

実施要領に基づく申請、契約、報告、届出等の様式は、実施要領及び実施要領に基づく細則等に定めるもののほかは、機構が別に定める様式例により行うものとします。

18 その他

貸付施設等は、借受者の資産に計上され、毎年減価償却により費用計上して経理処理します。

附 則

1 この留意事項は、平成25年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この留意事項の制定に伴い、畜産環境整備リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）、食肉販売等合理化施設整備リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）、生乳流通効率化支援リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）は廃止する。

附 則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成27年4月1日から施行し、中古機械等については、「中古機械・装置の貸付に関する基準」を制定した日から適用する。

附 則

この留意事項の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成30年4月4日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和2年4月1日から施行する。

別 紙

一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得及び利用について

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）は、貸付申請書その他の提出書類等を通じて申請者（法人の場合は代表者、必要に応じ保証人、申請者の家族を含む）の情報を以下の目的で取得及び利用します。

- ①本人確認
- ②貸付申込の受付、貸付けの審査及び貸付後・貸付け終了後の管理
- ③貸付契約の締結、法律等に基づく権利の行使・義務の履行
- ④貸付事業に付帯する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することがあります。）
- ⑤その他の機構の貸付事業の実施

2. 第三者への個人情報の提供について

保有する個人情報について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において第三者に提供することがあります。

- ①借受団体、転貸借受団体、受託団体が行う申請者への貸付又は貸付のための事務
- ②販売業者（施工業者等を含む）からの貸付対象物件の購入
- ③貸付物件に係る動産総合保険及び保証保険の契約
- ④行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施
- ⑤独立行政法人農畜産業振興機構及び公益財団法人全国競馬・畜産振興会等への実績報告

注：（１）①の借受団体、転貸借受団体、受託団体とは、農業協同組合（連合会を含む）、都道府県配合飼料価格安定基金協会、都道府県畜産協会など申請者への機構の貸付業務に携わる団体をいう。

（２）環境リースについては、③の「動産総合保険」を「損害保険」と読み替えるものとする。

上記「一般財団法人畜産環境整備機構の保有する個人情報の取扱いについて」に記載された内容を確認し、同意しました。

令和 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

申込者 住所

氏名

㊞

(法人の場合、法人名、代表者の役職・氏名をご記入ください)

様式例 1

(受託団体→(県経由)→機構)

第 〇〇〇〇 号
令和 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体 (〒) 住 所
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受託団体名 〇〇〇〇協同組合連合会
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ、適当と認められますので、貴機構との業務委託契約書に基づき進達します。

記

- 1 貸付申請者及び貸付希望施設等
貸付申請者からの貸付申請書(別紙様式)のとおり
- 2 検収を委任する場合の相手先
 - (1) 業務委託(〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)
 - (2) 検収委任(〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)
- 3 添付書類
 - (1) 貸付申請書一式
 - (2) その他関連する書類

様式例 2

令和 年 月 日作成

貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続等に関する調書

1 建築確認

- (1) 貸付対象施設の構造（木造又はそれ以外）
- (2) 貸付対象施設の面積
- (3) 設置場所に係る地域指定等（都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること）
- (4) 建築確認の必要性（必要又は不要の他確認先（建築主事名、所属、連絡先）についても記載すること。）

2 農地転用

- (1) 設置場所の現況地目
- (2) 農地転用許可の必要性（必要又は不要）

3 権利関係に関する確認

- (1) 設置場所となる敷地の権利権限 所有権又は賃借権
（借受者が所有権又は賃借権を有する敷地であることを証明する当該農地の不動産登記簿謄本等又は賃貸借契約書（写し）を添付すること）
- (2) 抵当権者等の同意又は承認 有・無（いずれかに○）
（抵当権者等に対し別添「担保土地上への畜産環境整備機構リース物件の設置に係る承認申請書」を提出し、同意又は承認が得られた場合、その写しを提出すること）

4 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること

(別添：記載例)

年 月 日

金融機関 御中

住 所
借入者 ⑩

住 所
担保提供者 ⑩

担保土地上への畜産環境整備機構リース物件の設置に係る承認申請書

標記のことにつきまして、下記1の借入金に係る抵当権設定済みの下記2の土地の上に、一般財団法人畜産環境整備機構の畜産環境整備リース事業にて、下記3の物件を設置いたしたく、関係書類を添えて申請いたします。

なお、本物件は、一般財団法人畜産環境整備機構の所有となり、〇〇〇〇〇〇(金融機関名)への担保提供はできません。

記

1 対象借入金 年 月 日付け借用証書(当初借入元金円)に基づく借入金(〇〇法務局 〇年〇月〇日受付第〇号 抵当権)

2 対象の物件

- ・ 〇〇県〇〇市〇〇1234番地 宅地 〇〇㎡(所有者)
- ・ 〇〇県〇〇市〇〇1235番地 宅地 〇〇㎡(所有者)

3 リース物件の概要

堆肥舎 1棟 木造 〇〇㎡ (畜産環境整備リース事業により、令和〇年〇月設置予定)

以上

上記申請を承認しましたので、通知します。

年 月 日

株式会社日本政策金融公庫(上記代理人兼受託金融機関)

または 金融機関名